

市内指定障害福祉サービス事業所等  
(就労継続支援A型事業所を除く)  
市内指定障害者支援施設 } 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

令和8年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について (通知)

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、介護給付費等の算定に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、例月、前月15日以前に届出がなされた場合には翌月から、16日以降に届出がなされた場合には、翌々月から算定を開始するとされています。ただし、令和8年4月の基本報酬及び加算算定においては、次のとおり取り扱いますのでお知らせします。各種基本報酬、加算要件及び施設状況を必ず確認の上、届出が必要な場合は書類の提出をお願いします。

1 令和8年4月の加算等による届出の要否

令和8年4月分報酬から変更がある事業所のみ、体制届の提出が必要となります。

新たに加算を算定する場合	届出が必要
加算の区分を変更する場合 ※処遇改善加算の区分の変更を含む	
加算を算定しなくなる場合	
前年度実績に基づく基本報酬の変更がある場合	令和8年4月15日(水)
令和8年度も利用日数に係る特例の適用を受ける場合 ※通所系の障害福祉サービス事業所のみ対象、体制届様式5	まで
昨年度と同様の内容で継続して報酬算定する場合	届出は
従業員の変更があるが、加算やサービス費に影響がない場合	不要

※ 就労継続支援B型事業所の令和8年6月基本報酬区分の見直しについて

令和8年度報酬改定における基本報酬区分の基準の見直しにより、令和6年度報酬改定の前後で区分が上がった事業所及び令和6年4月以降に指定を受けた事業所は令和8年6月から基本報酬区分の見直しの対象となる予定です。

そのため、令和8年4月1日時点で指定を受けている就労継続支援B型の事業所については、全ての事業所が基本報酬算定区分の届出「様式41-1 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書(4・5月分)」をご提出ください。その中で、見直しの対象となる事業所については、「様式41-1 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書(6月以降)」も併せてご提出ください。

(令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の概要・厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_70634.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70634.html)

## 2 加算等による届出の取扱い

令和8年4月1日から加算等に係る体制の整備が適切になされている場合であって、**令和8年4月15日(水)**までに届出が受理された場合には、4月1日に遡って加算等を算定する取扱いとします。

## 3 提出書類

※上記1により届出が必要な場合

- ・ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費等算定に係る体制等状況一覧
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（障害福祉サービス事業所・障害者支援施設に限る）
- ・ 人員基準適合確認シート

⇒ その他資料（届出様式内のサービス種類別提出書類一覧を参照し、変更により提出が必要な様式を添付してください。）

### <様式掲載場所>

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→「8-6. 令和8年度体制届に関するお知らせ（者）」

(URL) <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=369>

### <提出先>

#### ○郵送の場合

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指定担当 宛

**※ 封筒に「(サービス名) 体制届 在中」と記載してください**

#### ○持参の場合

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指定担当（川崎市役所本庁舎12階）

**※FAX、メールでの御提出は受付いたしません。**

## 4 提出期限

**令和8年4月15日(水) 必着**

## 5 留意事項

(1) 体制届を提出する際は、提出書類一覧のとおり、様式第1号を先頭として並べてサービス種類ごとにクリアファイル等に入れて提出をお願いいたします。なお、福祉・介護職員処遇改善加算等計画書や変更届出書等と同封して郵送いただいても構いませんが、必ずクリアファイルごとに分けて提出をお願いいたします。

※ 複数の事業所をまとめて提出する場合も、各事業所のサービスごとにクリアファイルに入れて提出をお願いいたします。

**※ 令和8年度については、体制届は紙媒体にて申請を行ってください（電子申請不可）。**

(2) 人員基準上満たすべき従業者の員数を算定する際の利用者数は、前年度の平均を用いることとされています。前年度の平均を算出のうえ、人員基準上、要件を満たしていることを必ず確認してください。

(3) 算定要件に前年度の実績等を有する加算（移行準備支援体制加算・就労移行支援体制加算・重度者支援体制加算・就労定着実績体制加算）を継続して算定する場合、前年度実績等を確認し、令和8年度においても算定要件を満たすことを必ず確認してください。

**※ 実地指導等で基準・算定要件を満たすことが確認できない場合は、過誤再請求の対象となる場合がありますので、令和8年度における体制に問題ないかどうか必ず確認してください。**

(4) 令和8年度障害福祉サービス等処遇改善計画書については、算定される事業所のみ届出が必要となります。届出の締切りは、令和8年4月15日（水）です。令和8年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の案内の詳細や様式、事務処理手順、周知用リーフレットについては次の箇所に神奈川県にて掲載しております。

<掲載場所>

障害福祉サービスかながわトップページ→書式ライブラリ→6. お知らせ（県内共通）→3. 福祉・介護職員処遇改善加算等に関するお知らせ

(URL) <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=15&id=70>

問合せ先

障害者施設指導課事業者指定担当

電話：044（200）2927

FAX：044（200）3932